

阪南市予定価格及び最低制限価格設定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る予定価格及び最低制限価格の設定方法等について必要な事項を定めるものとする。

(予定価格の算出方法)

第2条 建設工事に係る予定価格は、設計金額と同額とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 建設工事に係る透明性の向上並びに統一性及び経済性の確保を図るため、競争入札により請負業者を選定する場合は、最低制限価格を設定するものとする。ただし、総合評価落札方式による競争入札はこの限りでない。

(最低制限価格の算出方法)

第4条 建設工事に係る最低制限価格の算出は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満は切捨て）とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項に規定するもののほか、特別なものについては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

(公表)

第5条 契約事務の公平性及び透明性を確保するため、予定価格及び最

低制限価格は、事前公表とする。

- 2 前項の公表は、契約担当課の窓口及び市民情報コーナーでの資料の配置等により行う。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の阪南市予定価格及び最低制限価格設定要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に阪南市建設工事請負業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）において審査した案件について適用し、施行日前に指名委員会において審査した案件については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月11日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月16日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。